

天理市告示第246号

天理市高額療養費貸付要綱（平成28年1月天理市告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和6年11月29日

天理市長 並 河 健

第2条中「法律第192号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第6条第1項中「という。）を」の次に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を提供し、又は資格確認書等を添付する方法（以下「個人番号提供等」という。）により当該申請者が法の規定による被保険者であることの確認を受けたうえ、」を加え、同条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とする。

様式第1号中「被保険者証の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に交付されている国民健康保険被保険者証は、その有効期間が満了するまでの間は、当該被保険者証を提出する方法をもって、この要綱による改正後の天理市高額療養費貸付要綱第6条第1項に規定する個人番号提供等とみなし、申請者は被保険者であることの確認を受けることができる。